

令和 2 年度障がい者虐待防止対策支援事業について

1. 実施概要

【目的】障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者等の福祉、医療、司法に関する職務に従事するもの又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図る。

【実施体制】市内 11 事業所に虐待防止センターを設置し、業務を実施。

2. 令和 2 年度障がい者虐待の現状について

① 虐待類型別通報・相談件数の推移

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
養護者虐待（その他同居家族等も含む）	19	25	19
施設従事者虐待	20	20	18
使用者虐待	0	4	3
計	39	49	40

表 1 虐待類型別通報・相談件数

全体的に虐待の通報件数は、前年度より減少している。

② ①のうち虐待として認定された件数の推移

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
養護者虐待（その他同居家族等も含む）	15	17	10
施設従事者虐待	0	0	2
使用者虐待	0	1	3
計	15	18	12

表 2 表 1 のうち、虐待として認定された件数

平成 30 年度から令和 2 年度までの過去 3 年間の推移をみると、養護者虐待として認定された件数は、減少傾向を示している。

③ 養護者虐待について 令和2年度 虐待認定件数 10件

ア 虐待の通報者について

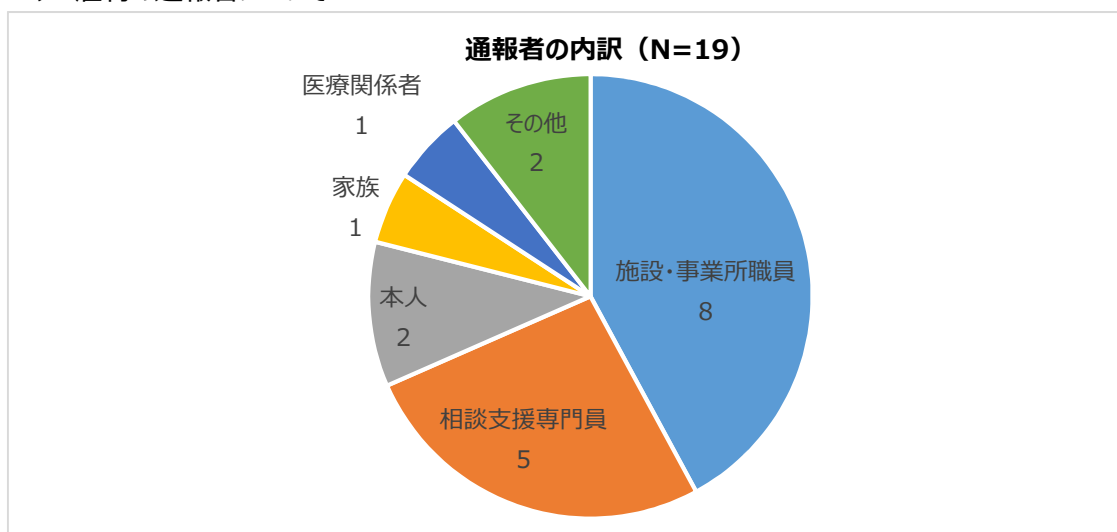


表2 養護者虐待における通報者の内訳

養護者虐待における通報者は「施設・事業所職員」が8件で最も多く、令和元年度の5件から増加している。本人からの通報は2件で、令和元年度の9件から減少している。

イ 虐待の類型について

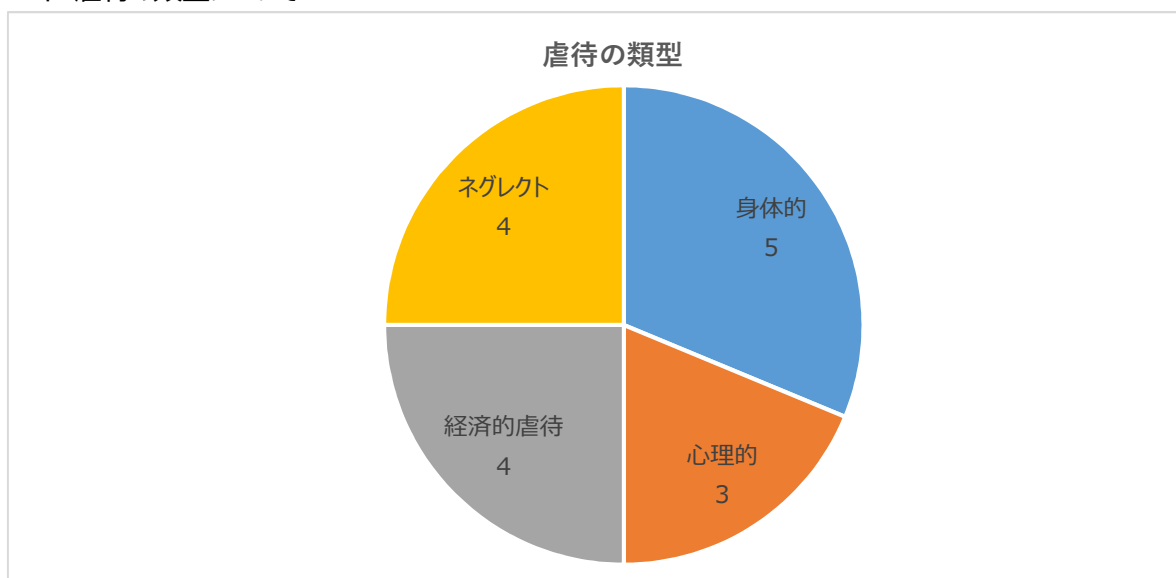


表3 虐待の類型 (重複あり)

虐待の類型では、「身体的虐待」が5件で最も多くなっている。また、複数種類の虐待が5件あり、中でも「身体的虐待」と「心理的虐待」等の複数種類が多かった。

ウ 被虐待者の年齢

年齢	人数（人）
18～29 歳	3
30～39 歳	1
40～49 歳	0
50～59 歳	5
60 歳以上	1

表 4 被虐待者の年齢

被虐待者の障害種別

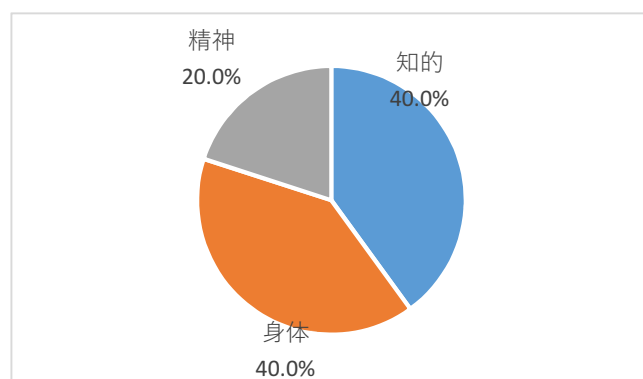


表 5 被虐待者の障がい種別

被虐待者の年齢は、50～59 歳が多く、障がい種別では、知的障がい、身体障がいが多くなっている。

エ 被虐待者から見た虐待者の続柄

続柄	人数（人）
父	3
母	2
兄弟姉妹	3
その他	2

表 6 被虐待者から見た虐待者の続柄

虐待者と被虐待者の関係で、最も多かったのは「父」、「兄弟姉妹」によるもので同数であった。また「その他」は、「妻」「息子」によるものとなっている。

オ 虐待の要因、環境について

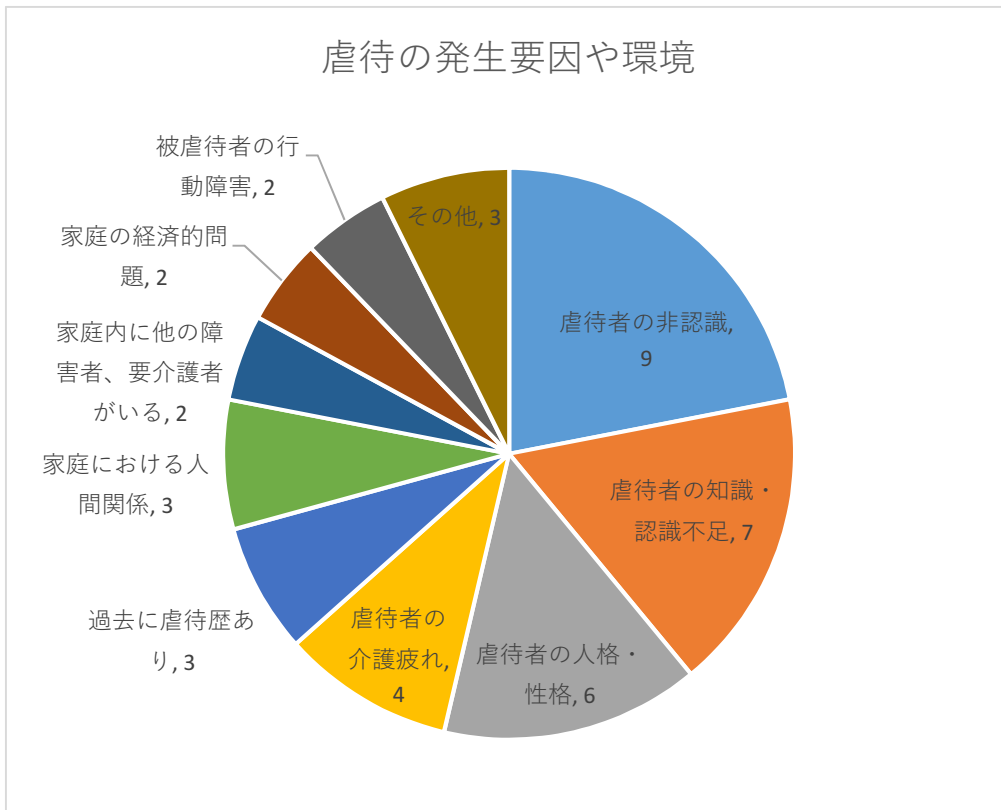


表 8 虐待の発生要因や環境について (重複あり)

表 8 を見ると、発生要因については、「虐待者の非認識」が一番多いが、「虐待者の知識・認識不足」「虐待者の人格・性格」も要因として多く挙げられている。
 複数の要因が原因で、虐待が発生していることがうかがえる。

カ 養護者虐待の分離の状況

養護者虐待として認定した件数	10		
うち、分離した件数	3	→	契約による障がい福祉サービスの利用 2
うち、分離していない件数	7		その他 (成年後見制度利用手続き) 1
		→	定期的な見守りの実施 1
			その他 (福祉サービス利用計画の見直し、新たな福祉サービスの利用など) 6

表9 養護者虐待の分離の状況

令和2年度中に発生した養護者虐待について、分離を行ったケースは3件であった。

また、分離を行っていない場合も、再発防止のための定期的な見守りの実施や福祉サービス利用計画の見直し等により、被虐待者の安全確保に努めている。

④ 施設従事者虐待について 令和2年度虐待認定件数 2件

⑤ 利用者虐待について 令和2年度虐待認定件数 3件

⑥ 虐待案件の終結状況について

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
虐待件数	12	15	17	10
終結件数	5	4	1	1
継続件数	7	11	16	9
終結率	41.7%	26.7%	5.9%	10.0%

平成29年度以降の終結率は減少傾向にあり、案件の長期化が続いていることがうかがえる。

長期化の要因について分析し、課題を検討する必要がある。令和2年度マニュアル改訂にて作成した終結フローチャートの現場での運用状況を確認したい。

3. 令和2年度虐待防止講演会の開催

【日時】 令和2年3月15日（月）

【会場】 グランシップ 10階 会議室 1001

【内容】 「障害者福祉施設における虐待の防止と対応

—利用者を守り 職員を守り 事業所を守る—」

講師 日本社会事業大学 専門職大学院 准教授

曾根 直樹 氏